



2024年10月16日

各 位

会 社 名 株式会社コシダカホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 腰 高 博  
(コード番号：2157 東証プライム)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 土 井 義 人  
グループCF管掌  
電 話 0 5 7 0 - 6 6 6 - 4 2 5

**既発行の新株予約権（第1回）及び無担保転換社債型新株予約権付社債（第1回）の  
内容変更に関するお知らせ**

当社は、2022年3月14日を割当日として当社からIXGS Investment VI, L.P.（以下「割当先」といいます。）に対し第三者割当の方法により割り当てられた、株式会社コシダカホールディングス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び株式会社コシダカホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）について、それぞれの行使価額及び転換価額の調整を要することとなる特別配当の範囲を限定するべく、2024年10月16日開催の取締役会において、割当先との間で2024年10月16日付「合意書」が締結されることを条件に、それぞれの内容の一部を下記のとおり変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2024年10月10日付で行われた2024年8月期に係る決算発表において公表しましたとおり、当社グループは、2024年8月期において営業利益及び経常利益が100億円を突破すると共に過去最高益を更新し、1株当たり配当金についても、3期連続の増配かつ過去最高額（株式分割考慮後）となる期末11円、通期18円の配当方針を決定するとともに、2025年8月期については、中間・期末各12円、通期24円の配当を予定しております。

他方で、本新株予約権及び本新株予約権付社債には、特別配当の実施による行使価額及び転換価額の下方向調整条項が設けられております。当社では、上述の配当方針を踏まえ、今後の増配の際に、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る潜在的な希薄化率の増加を抑制することを目的として割当先との間で協議を行った結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の各発行要項における特別配当による下方向調整条項の読替えを行い、それぞれの行使価額及び転換価額の調整を要することとなる特別配当の範囲を限定することといたしました。

## 2. 本新株予約権の内容の変更

当社及び割当先は、当社の2024年8月期中の日以後を基準日とする剰余金の配当については、本新株予約権の発行要項（以下「本新株予約権発行要項」といいます。）第10項第3号（ロ）に定める特別配当の定義を下表のとおり読み替えた上で、同号（イ）に基づく本新株予約権の行使価額の調整を行うものとします（下線部は読替えによる変更箇所）。

読替え前	読替え後
<p>（ロ）「特別配当」とは、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に<u>30%</u>を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が4円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には4円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。</p>	<p>（ロ）「特別配当」とは、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に<u>50%</u>を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が4円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には4円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。</p>

## 3. 本新株予約権付社債の内容の変更

当社及び割当先は、当社の2024年8月期中の日以後を基準日とする剰余金の配当については、本新株予約権付社債の発行要項（以下「本新株予約権付社債発行要項」といいます。）第16項第3号（ハ）⑤（i）に定める特別配当の定義を下表のとおり読み替えた上で、同号（ハ）④に基づく本新株予約権付社債の転換価額の調整を行うものとします（下線部は読替えによる変更箇所）。

読替え前	読替え後
<p>⑤(i)「特別配当」とは、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に<u>30%</u>を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が4円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には4円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。</p>	<p>⑤(i)「特別配当」とは、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2027年3月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に<u>50%</u>を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が4円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には4円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。</p>

#### 4. 今後の見通し

上記「2. 本新株予約権の内容の変更」及び「3. 本新株予約権付社債の内容の変更」に記載の本新株予約権及び本新株予約権付社債の内容の変更が当社グループの今期の業績に与える影響は軽微であります。

以上